

議案第 6 4 号

日出町まちづくり基金条例の一部改正について

日出町まちづくり基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町まちづくり基金条例の一部を改正する条例

日出町まちづくり基金条例（平成 1 9 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9） 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定する
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

企業版ふるさと納税に係る寄附を処分するための要件を整備するため提出する。